

※支払対象は事故の日から 180 日以内に発生した支払事由のものに限定されています。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 災害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 - (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで被保険者が運転している間に生じた事故によるとき
 - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (8) 地震、噴火または津波によるとき
 - (9) 戦争その他の変乱によるとき
 - (10) 加入日（責任開始日）前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合
（注）その傷害などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります
 - (11) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
 - (12) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
 - (13) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があった場合
 - (14) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
 - (15) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合
- なお、(12) または (13) に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

5. 脱退による返戻金について

この保険契約には、被保険者が脱退された場合の返戻金はありません。

6. 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減と「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（お問い合わせ先）[生命保険契約者保護機構] TEL：03-3286-2820 受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く） ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 ヶ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っております。

8. ご相談などの窓口について

- この保険契約に関する諸手続きやご契約に関する苦情・ご相談および当紙面に関するご照会などについて 団体窓口にご照会ください。なお、専用のご照会先を設けている場合には、「加入勧奨用資料（パンフレット）」に記載しております。
- 当紙面に関するご照会（受付時間 平日 9：00～17：00 12/30～1/3 を除く）
「団体定期保険の『特に重要なお知らせ』について」とお申し付けください。
富国生命保険相互会社 本社 お客さまセンター TEL：0120-259-817

9. 保険金等のお支払いに関する手続きなどの留意事項について

- 保険金等のご請求は、団体経由で承ります。お客さまからのご請求に応じて、保険金等をお支払いする必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「加入勧奨用資料（パンフレット）」などにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

10. 制度内容の変更について

- 団体の福利厚生制度の変更などにより、制度内容が変更される場合があります。
また、これにともない、保険料率や特約、給付内容、加入資格などが変更される場合があります。

ご加入にあたって（団体定期保険）

正しい告知をしていただくために

以下の事項は、新規加入および保険金・給付金（以下、「保険金等」といいます。）を増額される際の告知についての重要事項ですので、告知をされる前に必ずご確認ください。新規加入・保険金等の増額をお申込みの際は、指定された書面（加入申込書兼告知書や被保険者告知書）にご記入いただきご提出ください。

●弊社が書面でおたずねすることがらについて、ありのままをご記入ください（告知義務）

以下の各項目を確認されましたら、印に 印をお付けください。

告知の重要性について

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。お申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「加入申込書兼告知書」や「被保険者告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
また、告知に関する各重要事項につきましては、同時に加入（増額）される配偶者さまやお子さまがいる場合には、全員に内容を周知していただきますようお願いします。

告知受領権について

生命保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者には告知を受領する権限がなく、口頭でお伝えいただいても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面にご記入いただきご提出ください。なお、生命保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

傷病歴がある方のお引受けについて

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。お申込みをお断りすることもございますが、傷病歴などがある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。

正しく告知されない場合について

告知していただくことからは、「加入申込書兼告知書」や「被保険者告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時（増額時）の状況などにより、保険金等が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります（告知義務違反による解除の対象外となる 1 年経過後にも取消しとなる場合があります）。また、取消しとなった場合には、既に払い込まれた保険料は返金されません。

【加入申込書兼告知書のご記入にあたって】

新規加入または増額する場合は、パンフレット記載の加入資格を満たしていること、「加入申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認のうえ、告知してください。

告知していただいた事項が事実と相違していた場合、保険金等が支払われない場合もありますので、ありのままを正確に告知してください。

団体定期保険

●特に重要なお知らせ〈ご契約の概要〉

この「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料（パンフレット）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をあわせてご参照ください。

【ご意向確認のお願い】

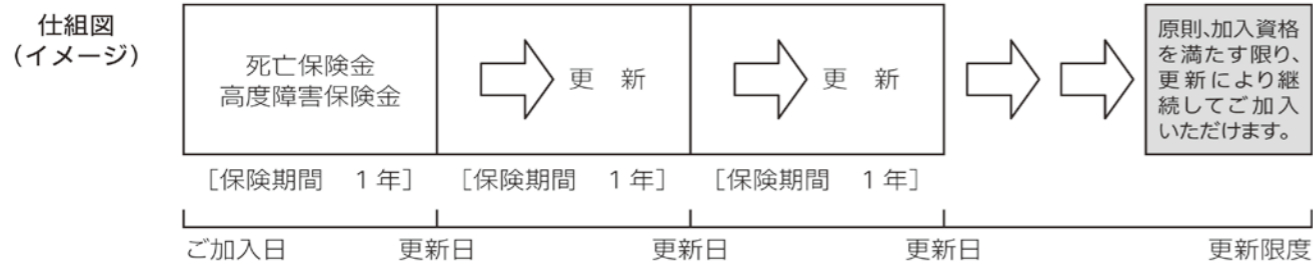
この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年（更新により一定年齢まで継続可能）の生命保険です。お申込みの際には、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」および「加入勧奨用資料（パンフレット）」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料（掛金）等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

1. 商品名称

団体定期保険

2. この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を保険契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、加入資格を満たすかぎり、更新により更新限度（一定の年齢など）まで継続してご加入いただくことが可能です。付加される特約の種類は「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。



※その他お引受けの条件について

- ・加入資格や保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳しくは「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。
- ・加入可能年齢や更新可能年齢などについては、「加入勧奨用資料（パンフレット）」記載の加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険期間について

- 保険期間は1年間です。
- 保険期間満了時において特段のお申出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度（一定の年齢など）まで更新が可能です。

4. 保険金が支払われる場合について

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。

- 保険期間中に、死亡された場合
 - 加入日（責任開始日）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合
- ※高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金は重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けてもお支払いしません。
- ※支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障は消滅し、この場合特約も消滅します。

※付加されている各種特約における「保険金・給付金が支払われる場合」については、「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。

5. 保険料について

保険料は毎年の更新時に加入状況、加入者の年齢などにもとづき、保険契約ごとに算出し変更します。また、支払方法なども保険契約ごとに異なります。詳しくは「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。

6. 配当金について

この保険契約は1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じた場合は剰余金に配当率を乗じて得た金額を、配当金として保険契約者にお支払いする仕組みになっています。

7. 制度運営および引受保険会社について

この保険契約は、保険契約者である団体が富国生命保険相互会社と締結した団体定期保険契約にもとづいて運営します。

共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。

〈事務幹事会社〉：富国生命保険相互会社 本社：〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

富国-団-2023-43(2023.7.10)

●特に重要なお知らせ〈注意喚起情報〉

この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご加入（注1）のお申込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料（パンフレット）」および「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

（注1）保障額を増額する場合、増額部分については「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読みかえます。

【ご加入にあたっての重要事項】

1. ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

団体定期保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

2. 告知に関する重要事項

- 健康状態などについて被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確にもれなく告知してください（告知義務）。傷病歴があった場合でも全てのご加入（注1）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者にお話いただいても告知したことになりません。必ず指定された書面（加入申込書兼告知書や被保険者告知書）をご提出ください。
- 告知義務に違反された場合、ご加入（注1）を解除させていただき、保険金・給付金（以下、「保険金等」といいます。）をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金等のご請求時に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- 告知に関しては「正しい告知をしていただくために」で必ず詳細をご確認ください。

3. ご加入の責任開始日について

- ご提出いただいた「加入申込書兼告知書」にもとづき引受保険会社が加入（注1）を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日（注1）」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日（注1）」については「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険契約への加入（注1）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。したがって、保険契約は、お客さまからのご加入（注1）のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金（主契約）をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

- （1）被保険者が自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日（責任開始日）から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします
- （2）被保険者の故意により高度障害状態になった場合
- （3）保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合
- （4）被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合（または高度障害状態になった場合）
- （5）加入日（責任開始日）前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合
（注）その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります
- （6）加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
- （7）加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
- （8）加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があった場合
- （9）保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
- （10）保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、（7）または（8）に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

災害保障特約・傷害特約・災害割増特約において保険金等をお支払いできない場合

（注2）交通災害特約、入院初期給付特約については「加入勧奨用資料（パンフレット）」の該当箇所をご確認ください。

次のような場合には、支払事由に該当しても保険金等をお支払いできません。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

裏面につづく